

第 5 0 号議案

福井県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

別紙のとおり、福井県教育委員会行政組織規則（昭和 4 6 年福井県教育委員会規則第 5 号）等の一部を改正する。

平成 3 1 年 3 月 1 3 日提出

教育長 東 村 健 治

提 案 理 由

所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

福井県教育委員会規則等の一部改正について

制定理由

教育職員の業務改善などを進めるため、福井県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する

教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

名称	改正内容
福井県教育委員会行政組織規則	<ul style="list-style-type: none">・部活動指導員の追加・雲竜丸の売却による規則からの削除

福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

名称	改正内容
福井県立学校の管理運営に関する規則	<ul style="list-style-type: none">・部活動指導員の追加

施行期日 平成31年4月1日

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
 福井県教育委員会行政組織規則（昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号）
 新旧対照表

改正後（案）

現行

（各課の分掌事務）
 第八条 各課の分掌事務は、次表のとおりとする。

（各課の分掌事務）
 第八条 各課の分掌事務は、次表のとおりとする。

課名	分掌事務
（略）	（略）
学校振興課	一〇十一（略） 十二 教職員（県立学校事務職員を除く。以下第十六号までにおいて同じ。）の任免、服務その他人事に関すること（教育政策課の所管に属するものを除く。） 十三～二十四（略）
（略）	（略）

課名	分掌事務
（略）	（略）
学校振興課	一〇十一（略） 十二 教職員（県立学校事務職員を除く。以下第十一号までにおいて同じ。）の任免、服務その他人事に関すること（教育政策課の所管に属するものを除く。） 十三～二十四（略）
（略）	（略）

（実習船）
 第十七条 福井県立若狭高等学校に実習船を置く。
 2 実習船の名称および船籍港は、次のとおりとする。

（実習船）
 第十七条 福井県立若狭高等学校に実習船を置く。
 2 実習船の名称および船籍港は、次のとおりとする。

名称	船籍港
—	—
あおば	福井県小浜漁港

名称	船籍港
雲竜丸	福井県小浜漁港
あおば	福井県小浜漁港

（職員およびその職務）
 第二十八条 （略）

（職員およびその職務）
 第二十八条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「学教法」という。）および学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「学保法」という。）の定めるところにより、県立学校に置く職員およびその職務は、次表のとおりである。

職員名	職務
（略）	（略）

2 委員会が必要と認めるときは、県立学校に次表の上欄に掲げる職員を置き、当該下欄に掲げる職務を行わせる。

職員名	職務
栄養教諭	(略)
助教諭	(略)
助教諭	(略)
講師	(略)
養護助教諭	(略)
実習助手	(略)
技術職員	(略)
学校栄養職員	(略)
部活動指導員	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。）第四百四条において準用する同省令第七十八条の二に定める職務を行う。

（職員およびその職務）
第二十九条 前条第一項および第二項に定める職員の職およびその職務は、次表のとおりとする。

職名	職務
教務主任	省令第四十四条に規定する職務を行う。
(略)	(略)
船員	(略)

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 委員会が必要と認めるときは、県立学校に次表の上欄に掲げる職員を置き、当該下欄に掲げる職務を行わせる。

職員名	職務
栄養教諭	(略)
助教諭	(略)
助教諭	(略)
講師	(略)
養護助教諭	(略)
実習助手	(略)
技術職員	(略)
学校栄養職員	(略)
(新設)	(新設)

（職員およびその職務）
第二十九条 前条第一項および第二項に定める職員の職およびその職務は、次表のとおりとする。

職名	職務
教務主任	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。）第四百四条に規定する職務を行う。
(略)	(略)
船員	(略)

福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
 福井県教育委員会福井県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第六号) 新旧対照表

改正後(案)

別表第四(第二十二条関係) 一 職員およびその職務	
職員名	職務
校長	(略)
副校長	(略)
教頭	(略)
教諭	(略)
養護教諭	(略)
栄養教諭	(略)
事務職員	(略)
寄宿舎指導員	(略)
学校医	(略)
学校歯科医	(略)
学校薬剤師	(略)
助教諭	(略)
講師	(略)
養護助教諭	(略)
実習助手	(略)
技術職員	(略)
学校栄養職員	(略)

現行

別表第四(第二十二条関係) 一 職員およびその職務	
職員名	職務
校長	(略)
副校長	(略)
教頭	(略)
教諭	(略)
養護教諭	(略)
栄養教諭	(略)
事務職員	(略)
寄宿舎指導員	(略)
学校医	(略)
学校歯科医	(略)
学校薬剤師	(略)
助教諭	(略)
講師	(略)
養護助教諭	(略)
実習助手	(略)
技術職員	(略)
学校栄養職員	(略)

部活動指導員

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。）第百四条において準用する同省令第七十八条の二に定める職務を行う。

（新設）

（新設）

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。